

新宿区教育委員会会議録

平成28年第4回定例会

平成28年4月8日

新宿区教育委員会

平成28年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成28年4月8日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時22分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 池 俊 之
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 田 史 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功 太 郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	大 友 文 敬
統括指導主事	篠 塚 幸 次		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

報 告

- 1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について (次長)
- 2 平成28年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について (次長)
- 3 教科書採択関係調査について (教育指導課長)
- 4 特別支援教育課題検討委員会 平成27年度のまとめと平成28年度の取組みの重点について (教育支援課)
- 5 平成28年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について (学校運営課)
- 6 平成28年度新宿区立幼稚園園児数について (学校運営課)
- 7 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、平成28年新宿区教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、菊田委員にお願いいたします。

議事に入る前に、一言御挨拶をさせていただきます。

この4月1日に、改めて区長から教育長に任命されました酒井でございます。

私は、平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、これまでの教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長となります。

そのため、これまで委員長に教育委員会の会議の議事進行をしていただいていたが、これからは私が進行させていただくことになります。

教育委員会は新制度になりましたが、教育委員会において十分な議論をした上で、これからも教育行政を行っていくことには変わりはありません。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長職務代理者を委員の中から指名する必要があります。平成28年4月1日から平成28年12月16日まで、古笛委員を教育長職務代理者として指名いたしましたので、御報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、古笛委員、一言、よろしくをお願いいたします。

○古笛委員 このたび教育長職務代理者として御指名いただきました古笛でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

ここで、委員の皆様の議席の確認をしたいと思います。

新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は教育長が定めることになっております。本日、各委員がお座りの席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

◆ 報告1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について

◆ 報告2 平成28年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

て

- ◆ 報告3 教科書採択関係調査について
- ◆ 報告4 特別支援教育課題検討委員会 平成27年度のまとめと平成28年度の取組みの重点について
- ◆ 報告5 平成28年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について
- ◆ 報告6 平成28年度新宿区立幼稚園園児数について

○教育長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

報告1から報告6について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、お手元の報告資料1に基づきまして、平成28年4月1日付けの教育委員会事務局幹部職員の人事異動について御報告させていただきます。

まず、私でございます。教育委員会事務局次長、山田秀之、総務部参事（総務課長事務取扱）からの異動でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、教育委員会事務局参事（教育調整課長事務取扱）木城正雄。昇任でございます。

○教育調整課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○次長 教育支援課長、高橋昌弘。地域文化部新宿未来創造財団等担当第二課長からの異動でございます。

○教育支援課長 よろしくをお願いいたします。

○次長 学校運営課長（統括課長）、山本誠一。昇任でございます。

○学校運営課長 よろしくをお願いいたします。

○次長 教育指導課統括指導主事、大友文敬。町田市立南大谷中学校副校長からの転入でございます。

○統括指導主事 よろしくお願ひします。

○次長 なお、お手元の資料に参考としてございますように、前教育委員会事務局次長中澤良行については福祉部長に、前教育支援課長遠山竜多については福祉部の介護保険課長に、また、早川統括指導主事については世田谷区立桜小学校長に昇任という形で、それぞれ転出しております。

報告1については以上になります。

続きまして、平成28年第1回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨について御

報告させていただきます。

資料2をごらんいただければと思います。

まず、平成28年第1回定例会でございますけれども、7つの会派全てから代表質問を頂戴し、また一般質問として1名の方から御質問いただいたものが、こちらの資料に質問と答弁の要旨ということで記載されているものでございます。

まず1ページ目が、民主党・無所属クラブからでございます。

こちら1番、教育施策についてということで、3つの内容について質問をいただいております。(1)不登校の関係、(2)が伝統文化理解教育の関係、そして(3)が学校選択制度の関係でございます。

まず、(1)の不登校の関係については、質問の内容としては3点ほどございます。不登校の児童・生徒の割合は増えているのかという点。それから、サインを見逃さないことが重要である、教育委員会としての考え方はという点。それから、保護者と学校との関係強化について教育委員会としてどう指導していくのかという点についてでございます。

次に、(2)の伝統文化理解教育については、平成28年度の事業について、名誉区民にぜひ御協力をお願いしていくべきだというような点。東京オリンピック・パラリンピックが終了した後も続けていくべきという点についてでございます。

次に、(3)の学校選択制度の関係については、(仮称)学校選択制度検討協議会を設置するものとしているが、いち早く選択制度は廃止すべき。指定校変更制度を使いやすいものにした上で新宿区独自の新しい制度を検討すべきという点でございます。

答弁の内容については、2ページをごらんいただければと思います。

(1)では、本区においては、3年前と比べて不登校の出現率は小学校で0.44%から0.32%に、中学校では3.33%から2.61%に減少し、全国の値を下回っている状況であるという点についてお答えしております。

それから、不登校を防ぐためには、児童・生徒のサインを見逃さないことが大切である。児童・生徒が欠席した場合、校内で情報を共有し、組織的に対応している。児童・生徒が1カ月に5日以上欠席した場合や、前年度不登校傾向の児童・生徒が月3日欠席した場合、学校問題支援室へ欠席日数や状況等を報告しているという点。学校問題支援室では、これらの報告をもとに、必要に応じて指導主事やスクールソーシャルワーカーが学校を訪問するなどして、個別の対応について指導・助言を行っている。

区立学校では、全校で個人面談もしくは三者面談を実施し、急に欠席した場合や不登校の

状況にある場合には、家庭を訪問して児童・生徒の状況把握、保護者との連絡に努めている。教育委員会では、学校が対応に苦慮する場合や欠席が長期化する場合について、保護者との関係が途切れないように定期的な家庭訪問や面談を行ったりして、関係機関と連携して対応するよう指導・助言を行っている、ということでお答えしています。

(2) 伝統文化理解教育の関係でございます。

伝統文化を極められた名誉区民の方に御協力をいただき、その方の技や伝統文化の本質に触れることができるのは意義深くありがたいお話である。限られた時間や場所での実施となるが、授業の一環としてどのような形態で実施できるか検討していく。

また、東京オリンピック・パラリンピック終了後も継続して行っていく、ということでお答えさせていただいております。

(3) 学校選択制度の関係についてでございます。

学校選択制度については、教育を取り巻く環境が日々変わっていく状況を踏まえ、学識経験者の方や地域の代表の皆様などに加わっていただいた会議体で、さまざまな視点で総合的な検証を行い、答申をいただき、今後について教育委員会で議論していくことになる。

また、新しい制度の検討については、現在でも指定校変更の申請をお受けしており、さまざまな事情や事例に対応するため、日々新たな判断をしている状況にある。先ほど申し上げた会議体においても、こうした指定校変更制度の申請状況等の現状を踏まえた上で、今後を見据えた議論を進めていただくことを考えている、とお答えさせていただいたところでございます。

3 ページにお進みいただければと思います。こちらは、新宿区民の会の代表質問でございます。

こちらについては、子どもをめぐる諸問題についてということで、放課後の学習支援の関係、発達障害の関係、不登校の関係、フリースクールの関係について御質問を頂戴しているところでございます。

まず、質問の要旨でございます。

(1) の放課後学習支援について、どのような取り組みがなされているのか、その成果と課題について。発達障害の関係のところ、(2) の部分でございます。発達障害の支援体制、理解の促進、普及啓発についての現在までの取り組みと成果の課題について。発達障害児への薬の投与は慎重に行うべきという点について御質問をいただいたところでございます。

(3) 不登校の関係では、不登校児童の現状と傾向、成果と課題、今後の方針について。

それから、フリースクールの関係についてでございます。法制化により、2018年に動き出すが、制度の導入により、教育委員会の負担の増大や支援体制の整備が急務となる。その点についての対応、考え方について御質問を頂戴してございます。

教育長の答弁でございます。

(1) のところ、授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や、学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対して、基礎学力の定着を目指して学習支援を行う。

各校に配置しているチーフ支援員で構成する連絡会の情報交換では、子どもたちの学習意欲の向上や学習習慣の改善が図られている様子が各校から報告され、一定の成果が上がっていると認識している。

今後も引き続き、児童・生徒の基礎的・基本的な学力のさらなる定着を目指していくとともに、家庭での自学自習がより一層推進されるよう支援を行っていく、とお答えしてございます。

2つ目の質問、発達障害の関係でございます。

区民向けに発達障害をテーマとした講演会を実施した。さらに、発達障害を分かりやすく説明したリーフレットの作成、小学校の全家庭への配布。幼児段階では、幼稚園に対する専門家による巡回相談の強化。幼稚園教諭からは具体的な指導の参考になったなどの声が多く寄せられている、というお答えをしております。

また、専門家の助言をきっかけに療育につながる事例もあったということ。小学校においては、平成28年度より全ての学校に特別支援教室を設置し、在籍校で指導を受けられるようになるため、より多くの児童が必要な支援を受けられるようになる。

特別支援教育の担当員だけでなく、全ての教員が発達障害への理解を深めた上で接することが求められるため、校内研修に活用できる研修資料を作成し、全校へ配布する。今後は、特別支援教育に取り組む校内体制を強化することが課題であると考えているという課題認識を示させていただいております。

また、薬の投与に関してでございます。薬の投与に関しては、医療機関に通院している子どもの服薬を含めた情報について、各家庭としっかり情報共有を図り適切に支援を図っていく、ということでお答えしております。

それから、不登校の出現率についてです。こちらは先ほどの御質問にあった部分と重複するところですが、小・中学校でも3年前と比べて減少傾向にあり、現在は全国の平均を下回る状況。無気力や、登校の意志はあるが不安や身体の不調を訴えるなどして欠席して

いる児童・生徒の割合が高いという傾向がある、ということでお答えしております。

全小・中学校へのスクールカウンセラーの配置や、教育センター内にあるつくし教室における適応指導、教育相談室での面談や電話相談等を行ってきたということ。平成23年度からの不登校対策委員会の設置、平成24年度からのスクールソーシャルワーカーの2名の配置、平成26年度からの学校問題支援室の設置について述べさせていただいた上で、学校、関係諸機関との連携により対応できるようにしてきたという点から、不登校の出現率が減少するなどの成果としてあらわれている点についてお答えしております。

一方で、出現率は減少しているものの、不登校の状況が長期にわたり学校復帰が難しいケースが増えていることが課題である、という点も示させていただいております。

今後についてですけれども、hyper-QUを活用した不登校の未然防止の取り組み、関係諸機関との連携を一層強化した学校復帰につなげる取り組みの充実、フリースクールのあり方を図っていく、とお答えしております。

それから、フリースクールのあり方についてですけれども、現在、文部科学省において検討会議が設置され検討している状況。これとはまた別に、超党派の議員連盟による議論を踏まえて、学校以外の場での学びを支援する議員立法の骨子が発表されたとの報道等を踏まえて、国会等での議論を注視しながら今後の対応に備えていきたい、とお答えしております。

続きまして、自由民主党・無所属クラブでございます。

こちらでは、東京オリンピック・パラリンピックに関連してという点、次の5ページでは、きれいな新宿のまちづくりについて。それから、英語教育とICT教育についてという点で御質問を頂戴しております。

東京オリンピック・パラリンピックの部分でございます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、区民の機運醸成を図っているが、地域スポーツのすそ野の広がり前提となる。今日の中学校の教員の部活動の負担軽減などから、地域にスポーツ人材を配置することは喫緊の課題であり、こうしたことに対する教育委員会の所見について御質問を頂戴しております。

これについては、5ページの冒頭でございます。東京オリンピック・パラリンピックに向けたさまざまな施策を通して、区内全域で機運の醸成が図られ、スポーツ・文化活動のすそ野が広がり、地域の方々に中学校の部活動支援を行っていただけることは、教員にとって負担軽減となるという点。多様な人材から指導を受けられるために非常にメリットが大きい。

それから、今後、地域からともに活動いただける方々が多く配置されれば、地域と学校の

連携がさらに深まるものと期待している、ということでお答えさせていただいております。

2のきれいな新宿のまちづくりについては、説明を省略させていただきます。

3の英語教育とICT教育についてでございます。

こちら質問がかなり多岐にわたっておりまして、(1)の教育大綱を策定する中で、英語教育、ICT教育が議論の俎上、テーマとなったのかというような点。(2)のところでは、英語教育の現状と課題について。(3)では、ICT教育の現状と課題について。(4)のところでは、文部科学省が中学校3年生を対象に行った「聞く・話す・読む・書く」の4技能の英語力の調査では、それぞれの平均点は英検4級以下と低水準であった。この調査結果を区としてどのように受けとめ、示唆があり、どう生かしていくのかという点で御質問をいただいております。

(5)のところになります。こちらでは、グローバル人材の育成に向けて、2019年度から中学校3年生を対象とした英語の学力テストを新設するとの報道があった。「話す」能力を向上させるための英語教育の重要性が増していると思われるが、「グローバル人材の育成」を意識した区の取り組みは、というような点で御質問をいただいております。

6ページに進み、(6)になります、グローバル経済下にあってはICTの活用感度の高い人材の育成が欠かせず、その意味からも、ICT教育はさらに力を注ぐ必要があり、そのための条件整備、整備した後の機器の活用に関する努力が問われるがそのことに対する区の見解。また、区のICT教育における狙いとギャップがあるとしたらどのような点か、という御質問を頂戴しております。

(7)になります。ICT教育をしていくためには、モラル教育が重要である。マニュアル、基準づくりが欠かせないと議論を耳にするが、教育現場における認識、区の実情は、という御質問をいただいております。

また、(8)ICTは想像力を高めるツールである面とそうではない面との相反関係にあるものと言われている。この点についての見解と、教育委員会としての取り組みは、ということで御質問をいただいております。

答弁になります。

(1)です。総合教育会議では、グローバル化の進展とともに英語の重要性がますます高まる中、新宿独自の取り組みを一層進めていく必要があるといった認識を区長と教育委員会が共有した。

ICT教育については、ICT環境を活用した授業力の向上と、新しい学びの形として効

果が期待されるタブレット端末の導入についても検討していく必要があることなどについて意見交換を行った、とお答えしております。

(2) です。区内の全学校では外国人講師を配置しており、ネイティブスピーカーとの交流の機会を確保している。次期学習指導要領では、外国語活動を毎日短時間で学習する指導形態も検討されており、外国人講師だけでなく学級担任等が直接英語を指導する機会が増えることが予想され、小学校教員の英語の指導力の向上が課題である。次年度より、各小学校の英語教育推進教師を集めた研修会を実施し、小学校の英語教育の充実を図っていくとお答えしております。

(3) でございます。校務用と教育用のネットワークを構築するとともに、プロジェクターの壁面設置、黒板のホワイトボード化などをセットした「新宿版 教室のICT化」を平成23年度までに、区立の小・中学校の全普通教室・特別教室に整備した。

しかし、現行のシステムが今年度、稼働から5年を経過するため、平成29年度はより高度で効果的なICT環境に更新することが必要である点、さらなる活用が図られるよう、教職員のスキルの向上が求められている点、こうした点が課題である、とお答えしております。

(4) の部分になります。今回の調査結果は、この4つの技能の成績にばらつきが見られるというものであり、4技能を総合的に育成していくことが必要であると受けとめている。

現在、新宿区立の中学校では、週4日以上 の指導を実施しており、この新宿区の特徴を生かしながら、4つの技能をバランスよく高めていくためには、英語科教員による外国人講師をより有効に活用した実践的な言語活動の充実を通して技能の向上に努めていく、とお答えしております。

(5) でございます。これからのグローバル人材の育成について、文部科学省では、グローバル人材の定義を「語学力・コミュニケーション能力」「主体性・チャレンジ精神、協調性等」「異文化理解と日本人としてのアイデンティティ」といった3つの要素として整理している。

教育委員会では、グローバル人材の育成を視野に入れて、「語学力・コミュニケーション能力」について、平成28年度から中学校は英語担当教員全員、小学校は各校の英語活動を推進する教員を対象に、文部科学省の研修を受けた英語教育推進リーダーを講師として研修を行い、授業の改善を図る。また、英語キャンプを実施して、語学力だけではなく「主体性・チャレンジ精神、協調性」など、コミュニケーションをとろうとする態度を含めた取り組みを実施する。

「異文化理解と日本人としてのアイデンティティ」については、伝統・文化理解教育を通して自国文化やアイデンティティを育むとともに、多様な文化が身近に存在する新宿という地の利を生かした国際理解教育を総合的な学習の時間の授業の中で推進していく、とお答えしております。

(6) になります。各学校のICT教育の条件整備として、国の目標水準をいずれも達成しているが、より使いやすく、より教育効果の高いICT環境となるよう、タブレット端末の導入等も視野に入れ、平成29年度に最新の教育用ネットワークシステム及びICT機器を再構築する。

今後は、子どもたちが自らICTを活用する環境を整えるとともに、より一層使いこなしていくスキルの習得が不可欠であるため、教職員を対象としたICT活用の充実に資する研修を毎年実施するなど、ICT環境をより有効かつ効果的に活用した事業展開が実現するよう努めていく、とお答えしております。

(7) でございます。パソコン等を安全に活用するために情報モラル教育支援の一環としてのリーフレットの作成、教職員対象の研修等の実施、さらには、平成26年度から情報モラル教育を教育課程に位置づけて、情報社会におけるルールやマナーを守ろうとする態度を育んできている、という点についてお答えしております。

その上で、情報モラルカレンダーや防犯啓発冊子を作成し、各家庭に配布し啓発に努めている、ということをお答えさせていただいているところでございます。

(8) の説明については、省略させていただきます。

8ページになります。歩きスマホと情報モラル教育についてということで、御質問を頂戴しております。こちらについては記載のとおりということで、よろしくお願ひできればと思っております。

続きまして、公明党代表質問でございます。

区政の基本方針と平成28年度予算についてということで、3点。幼児教育の段階的な無償化について、新たに多子世帯、ひとり親世帯などに平成28年度から保育料の軽減策を区独自で拡大する。その具体的な取り組みや委員について伺う、というようなところが(1)の内容でございます。

(2) です。平成28年度から私立幼稚園への健康管理や安全安心への助成を大幅に拡充する。これまで要望してきた保護者の負担軽減についての教育委員会の考えは、ということで御質問いただいております。

それから、3点目です。平成28年度から実施する英語キャンプに参加する児童・生徒が、経済的な理由で参加を辞退することがないように十分に配慮すべき。また、効果的な事業とするため、事前学習とフォローアップが大事であるのではないか、という御質問を頂戴してございます。

答弁の内容です。こちら、(1)と(2)については記載のとおりでございます。

それから(3)です。英語キャンプに参加する児童・生徒が経済的な理由で参加を辞退することのないよう、夏季施設などにおける費用補助と同様に就学援助の制度を活用できるようにした。効果的にするための事前学習として、現時点では必要に応じて保護者と児童・生徒を対象とした事前オリエンテーションを実施する予定である。

また、フォローアップについては、職場体験の通訳業務などの英語力の発揮の場や、大学や企業などのフォローアップ事業の検討、シティハーフマラソン、国際交流ひな祭りなどの受付や運営ボランティアの体験、さまざまな体験を通して効果的な事業となるよう取り組んでいく、とお答えさせていただいております。

続きまして、日本共産党新宿区議会議員団からの御質問でございます。

こちらは、2点について質問を頂戴しております。まず1点目が、子どもの貧困対策についてです。

(1)になります。新宿区の奨学資金は他区と比べて対象人数が少ないため、要件を緩和し、人数を増やすべき。また、支給額も学費実態に合わせて増額し、給付型とすべきである。

それから、スクールソーシャルワーカーの保護者への認知度は低く、学校に生活上の相談ができることを知らない保護者がほとんどである。その存在、役割を十分に周知すべき。また、よりきめ細かな対応を行うために増員をしていくべきである、という御質問をいただいております。

10ページにお進みいただきまして、質問を先にご説明いたします。

多文化共生についてが2番目の質問でございます。区立小中学校であらゆる機会を通して多文化共生教育を行っているが、鈴鹿市の多文化共生教育E X P Oの取り組みを参考に一層の推進を求めたいという点で御質問をいただいております。

答弁になります。(1)では、奨学金の募集人数は、過去の応募状況を踏まえて設定しており、平成27年度生については、成績や経済状況を勘案し応募した全員に資金の貸し付けを実施している。要件、貸付金額については、これまでも応募しやすい要件になるように改正してきており、授業料等の状況も踏まえながら、必要に応じて見直しを図ってきた。

現在、国、東京都において奨学金給付金制度が実施されており、低所得者や多子世帯の教育費の負担の軽減が図られていることから、現時点では区の奨学金を給付型にすることは考えていないが、引き続き奨学資金貸付制度を実施することにより修学の支援を図っていく、とお答えしてございます。

それから、(2)のスクールソーシャルワーカーについては、教育分野だけではなく、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家として配置してきている。ここ数年、特に中学校の不登校率が減少傾向にあり、スクールソーシャルワーカーなどのきめ細やかな支援により成果が上がってきていると捉えている。こうした成果を広く教職員に周知し、また学校だよりなどで家庭や地域に発信できるよう検討を行っていく、とお答えしてございます。

スクールソーシャルワーカーの増員については、今後の国や都の動向、学校の状況を踏まえ、効果的な活用、配置については検討していく、とお答えしてございます。

多文化共生についての答弁でございます。

多文化共生教育については、文部科学省が主催する多文化共生教育に関する連絡協議会において、日本語指導のあり方や支援体制づくりなどに関する協議や情報交換を行っており、昨年度は鈴鹿市の担当者との情報交換等を行う機会があった。

こうした担当の教員によるネットワーク会議が開催され、指導に関する研修や実践事例の交流などが行われている。こうした機会は大変重要であって、新宿区においても日本語指導推進委員会を開催し、指導方法や教材などに関する情報交換、講師を招いた言語能力の把握に関する研修を行ってきており、今後は、得られた内容について、鈴鹿市の例も参考にしながら各校の実践事例を全校で共有するなど、多文化共生についての教育を推進していく、とお答えしてございます。

続きまして、11ページ、スタートアップ新宿からの質問でございます。

こちらが多文化共生について、それから2つ目はPTAについてということで、御質問をいただいております。

1番の多文化共生についてということですが、こちらは手続に関する質問ということですので、質問の内容、答弁の内容については記載のとおりということで、説明については省略させていただきます。

それから、2のPTAの質問でございます。

まず、地域協働学校の取り組みにより、PTAの地域に根差した活動が増えていく傾向が

強まっていくと考えているが、そうした点についていかがかという内容。

それから、PTA活動への参加が難しい共働き世帯も参加できるよう、また、今後の担い手を確保するためにも、日時や1人当たりの負担の分散などの改善を支援することを考えていないか。会計処理についても、一定の支援が必要と考えているが、いかがか。マイナンバーを扱う手続などは、教育委員会の支援も必要と考えているがいかがか、という点で御質問を頂戴しております。

答弁でございます。

現在、PTAの方々には、地域協働学校の学校運営協議会にも参加いただき、町会、商店会などの方々と一緒に、「地域で子どもを育てる」ことを目的とした話し合いや活動を行っていただいている。こうした活動の中で、多くの地域の方から応援をいただいている事例もあり、学校運営協議会では、今ある活動により多くの方が無理なくかかわっていただくことで、活動の広がりや充実を図り、負担を減らして活動を効率的にする話し合いも行われている。

参加が難しい共働き世帯の参加については、区報でワーク・ライフ・バランスの実践として保護者に家庭教育の充実を広報するとともに、雇用主に対しても協力の依頼を配布している。また、負担の分散などの改善についても、PTA研修会などを通して、より効率的なPTA運営の方法などについて情報提供を行っていく、とお答えしております。

会計処理の支援についてでございます。

マイナンバー制度の導入によって、これまでと異なる手続も予想されるため、担当部署においてきめ細やかな相談を行っていく。また、PTA研修会においても、会計処理などのマネジメントをテーマとした実施を検討していく、とお答えしております。

社民党の御質問でございます。

区政の基本方針と財政について3点。4月から障害者差別解消法が施行され、これまでも行ってきたが、法施行を受けての教育委員会の考えについて。

それから、2点目としては、新中央図書館の建設について、全く進展していない。何年待てばよいのか。この間何が進み、何が課題なのかについて。

3点目として、再び戦争への道を進まないための教育を学校現場でも今後どのように実践していくのか、というような点で御質問を頂戴しております。

ここでは(1)、12ページの答弁でございます。差別や偏見をなくすための取り組みとして、人権尊重教育推進委員会を設置し、障害者差別を初めとするさまざまな人権の課題につ

いて正しい理解と認識を深めることができるよう、そういった事例を各学校に紹介している。

また、今年度からは障害者スポーツ体験事業を実施し、障害者理解教育を推進していく。それから、教育委員会では、障害者差別解消法の施行を受けて、これまで以上にその取り組みを充実させ、将来の共生社会の実現を担う子どもたちの育成を図っていく、とお答えしてございます。

(2)の新中央図書館の関係については、記載のとおりでございます。

(3)でございます。小中学校の社会科では、地域の戦争体験者から話を聞くなどの活動を行っている。戦争体験者の高齢化が進んでいることから、歴史資料館などと連携して映像資料や音声資料を活用して学習を進めている学校もある。

中学校では、資料の活用、それから空襲被害について調べる活動を行っている。学習を通して、生徒たちは平和の尊さを実感するとともに、二度と戦争を起こしてはならないという思いを強くしている。今後もこうした実践を継続して、平和な社会を築くことの大切さを考えることができる児童・生徒の育成を図っていく、とお答えしています。

大変長くなりました。よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、続いて報告3をお願いいたします。

○教育指導課長 では、報告3、教科書採択関係調査について御報告いたします。

既に報道のとおり、文部科学省は平成28年3月31日に、都道府県教育委員会を通して行った教科書採択に関する調査の結果を公表いたしました。本日は、新宿区の状況について御報告いたします。

その前に、今回の調査の経緯について簡単に御説明いたします。

1、経緯をごらんください。

平成26年8月に教科書発行者が開催した編集会議において、外部への流出が禁止されている検定申請本の内容を教員等に閲覧させた上で意見を聞き、その謝礼として金品を受け取っていたということが明らかになりました。このことを受けて、文部科学省は、教科書発行者の21者に対して同様の事案がないか自己点検を行った上で、本年1月20日までに文部科学省に報告をするように求めました。

この各教科書発行者からの報告に基づいて、文部科学省から東京都教育委員会に自己点検、検証結果の情報提供と調査依頼があり、それを受けて新宿区教育委員会に対して平成28年1月29日に調査依頼があったものです。

2、新宿区教育委員会の状況をごらんください。

(1)は、対価を伴わないで申請中の教科書を教員に閲覧させ、意見を聴取した事案です。

①関与した発行者、いわゆる教科書会社は1者でした。②申請中の教科書を閲覧した教員は4名おりました。③そのうち、教科書採択の調査委員となった者は2名おりました。調査の結果、これまで採択をしていた教科書から、この調査委員が関与した発行者の教科書に採択替えすることはなく、教科書採択への影響はありませんでした。

(2)は、申請中の教科書の内容について意見聴取が行われ、その対価が支払われた事案です。

①関与した発行者は4者ありました。②申請中の教科書を閲覧するなどした教員は12名おり、うち4名は既に退職し、1名は他地区へ異動した者でした。③この12名のうち、調査委員となった者は6名おりました。

調査の結果、これまで採択をしていた教科書から、調査委員が関与した発行者の教科書に採択替えをすることはなく、教科書採択への影響はありませんでした。

3、教育委員会の対応について御報告いたします。

まず、関与日等の確認を当該校長から関係職員に対し行いました。また、退職者につきましては、教育委員会事務局職員が電話にて聞き取りを行いました。

次に、平成28年2月2日から2月末日までに、教育指導課長が、本人及び当該校の校長から面談にて聞き取り調査を行いました。その際、金品等を受け取る行為は服務違反に当たることを指導いたしました。

4、その他をごらんください。

本件にかかわった教職員につきましては、現在、東京都教育委員会に報告しており、今後、東京都教育委員会が個別に聞き取り調査を行い、処分等を行う予定となっております。

以上で報告を終わります。

○教育長 ありがとうございます。

それでは続いて、報告4をお願いいたします。

○教育支援課長 報告4、特別支援教育課題検討委員会の平成27年度のまとめと平成28年度の取り組みの重点について、御報告させていただきます。

報告4の資料をごらんください。

こちらの資料ですが、平成27年度の主な検討項目と内容についての御報告と平成28年度の取り組みの重点の御報告の資料となっております。

まずは、平成27年度の主な検討項目と内容について御報告させていただきます。

平成27年度でございますが、課題を4つ挙げまして、こちらに重点的に取り組んできたところでございます。

まず課題1といたしまして、発達障害の児童・生徒への支援体制の強化に取り組んでまいりました。具体的な取り組みとしましては、(1) (2) (3)と3つに大きく分けて記載させていただきます。(1)としまして、特別支援教室のモデル実施をいたしました。これは牛込地区では鶴巻小学校を拠点校として、江戸川小学校、早稲田小学校の3校、四谷地区では四谷第六小学校を拠点校としまして、四谷小学校、花園小学校の3校、合計6校でモデル実施をしたものでございます。

モデル実施の成果を何点か御紹介させていただきます。まず、巡回指導教員から、在籍学校での実態に即した効果的な指導ができた、あるいは教育環境の改善が図れた等、非常に効果があったといった声が上がっております。また、保護者の方からも、送迎しなくてよいので利用がしやすくなった、在籍学級の授業を抜ける時間が少なくなった、校内に相談に乗ってもらえる先生が増えたと、非常によい評価をいただいているところでございます。

続きまして、(2)でございますが、特別支援教室の運営に係るガイドラインの検討を行ってまいりました。拠点校教員による巡回指導体制のあり方、指導内容、利用までの流れ、担当教員の勤務等々、運営に係るガイドラインに記載すべき内容について検討を行いました。

その上で、平成27年12月にガイドラインの案を策定いたしまして、1月から2月にかけて新拠点校の全教職員への説明、それから、2月に校長説明会等で説明を行いまして、3月に策定したところでございます。

次に、(3)でございますが、特別支援教室、まなびの教室と呼んでおりますが、こちらの全校設置に向けた保護者への周知も行ってきたところでございます。具体的には、2つ記載がございますが、まず区民説明会としまして、平成27年6月に「みんなが行きたくなるまなびの教室」をテーマとした説明会、それから12月に「よりよい支援を受けるには～子どもたちの明日につながる学び～」といったテーマで、それぞれ説明会を開催いたしました。いずれも100名ほどの方に御参加いただきまして、非常に好評でございました。

また、リーフレットの作成・配布も行いまして、平成27年9月に発達障害とまなびの教室についての理解啓発リーフレットを作成し、小学校全保護者及び関係機関に配布したところでございます。

モデル実施の成果については、先ほど御報告させていただいたところでございますが、こ

これらの取り組みによりまして、モデル実施校における利用児童の増加、鶴巻小学校におきましては13人から21人、四谷第六小学校におきましては18人から25人ということで、利用児童も増加しているところでございます。

一方で、平成28年度以降の課題としまして、校内委員会の充実、あるいは、利用終了に向けた保護者との合意形成等が必要と考えております。これらを踏まえながら今年度から全小学校でまなびの教室を設置しているところでございます。

続きまして、課題2でございます。個に応じた指導の一層の充実と交流及び共同学習の推進でございます。

こちら大きく、(1)と(2)の2つに分けて取り組みについて御報告させていただきます。まず(1)としまして、一人ひとりのニーズにきめ細やかな指導を行うための個別指導計画の作成と活用の強化に取り組んでまいりました。これによりまして、通常の学級における個別指導計画の作成件数が265件となっております。

次に、(2)でございしますが、交流及び共同学習の推進に取り組んでまいりました。まず、副籍交流の推進。こちらについては、就学相談時に保護者への説明を行い、また、入学前に地域指定校を決定するといった取り組みを行い、副籍交流の実績が小学校においては20校で35人、中学校におきましては6校で9人となっております。

また、9月には特別支援学級における交流学习について、実態を把握するためのアンケートを実施したところでございます。

次に、課題の3でございします。一貫性のある指導の展開と学校間の連携の推進でございます。

こちら具体的に3点、大きく分けると取り組んでまいりました。まず(1)でございしますが、就学支援シートと学校生活支援シートの活用の推進に取り組んできたところでございます。

就学支援シートでございしますが、これは平成26年度が60件であったのに対して、平成27年度は72件の活用がございました。また、外国語版としまして、英語、ミャンマー語の2カ国語を配布したところでございます。

次に、学校生活支援シート、これは個別の教育支援計画でございしますが、これを中学校に引き継ぐといった取り組みを推進してまいりました。具体的には、教育課程に位置づけるといったことを行いまして、さらに教務主任や副校長への説明会等行いまして、周知を図ってきたところでございます。

次に、（２）でございます。幼稚園への巡回相談の強化でございます。こちらは区立幼稚園が23回、私立幼稚園が1回といった実績がございまして、専門家をそれぞれ派遣しております。

次に、（３）でございます。校内委員会の活性化に向けた取り組みでございますが、特別支援教育コーディネーター研修会を3回実施しました。テーマはこちら記載のとおり、「コーディネーターの役割」、「校内の特別支援体制」となっております。

次に、課題4でございますが、教職員の専門性の向上と児童・生徒及び保護者・区民の理解推進にも取り組んできたところでございます。

こちらにも具体的な内容が（１）から（４）として記載してございます。

まず、（１）研修資料の作成・配付でございます。平成27年度は8プログラムを作成し全校へ配付いたしました。平成26年度に7プログラムを配付しておりますので、これまでに合計15プログラムを作成・配付いたしております。

次に、（２）特別支援教育に関する校長研修の実施でございます。これは11月に「保護者との合意形成について」といったことをテーマにして実施しております。

次に、（３）教員対象の夏季集中研修でございます。これは特別支援教育について3講座を実施してございます。

それから、（４）区民説明会の実施でございます。こちらは課題1の（３）と共通でございますが、6月と12月に特別支援教室の区民説明会を実施してございます。また、9月には、まなびの教室リーフレットを作成し、全児童保護者及び関係機関に配布いたしました。

これらの取り組みを踏まえまして、平成28年度の重点的な課題として、改めて4つ定めてございます。

まず、課題1でございます。発達障害の児童・生徒への支援体制の強化、これを1つ目に挙げております。具体的には、特別支援教室（まなびの教室）の円滑な運営、特に利用開始・終了システムの検証に取り組んでまいりたいと考えております。また、中学校における発達障害の生徒への支援体制の検討についても進めてまいりたいと考えております。

次に、課題2として、個に応じた指導の充実と交流及び共同学習の推進でございます。一人ひとりのニーズにきめ細やかな指導を行うためのアセスメントの手法の検討、また、交流及び共同学習を推進するためのガイドブックの作成、こちらに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、課題3、一貫性のある指導の展開でございます。これは具体的には、個別指導計画

及び個別の教育支援計画の作成と活用の推進、個別の教育支援計画を中学校まで引き継ぐ取り組みの推進、これらを平成27年度に引き続いて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、課題の4、教職員の専門性の向上と児童・生徒及び保護者・区民の理解促進でございます。こちらも平成27年度からの継続でございます。特別支援学級教員及びまなびの教室巡回指導員の専門性の向上に向けた研修の実施、また、校内委員会の活性化及び校内研修の充実、保護者・区民向け説明会の実施、こういったことに取り組んでまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、報告5及び6をお願いいたします。

○学校運営課長 それでは、報告5の平成28年度新宿区立小・中学校児童・生徒数について、御報告申し上げます。

お手元の資料をごらんいただけますでしょうか

これは平成28年4月1日現在の児童・生徒数について、各学校からの報告をもとに集計したものでございます。なお、表の網掛けの部分、まなびの教室や通級学級の児童・生徒数は、それぞれ小学校・中学校の児童・生徒数の内数になってございます。

まず、小学校でございます。小学校の児童総数は8,515名、昨年4月1日現在で8,222名でございましたので、293名の増となっております。学級数は356学級でございます。昨年度が335学級でございましたので、21学級増えてございます。

学級増の内訳につきましては、普通学級が9学級の増でございます。

それから、新1年生の学級編制につきましては、戸山小学校を除く28校で35人学級に対応した学級編制ができています。戸山小学校につきましては71名ですので、35人学級対応であれば3学級となるところでございますけれども、教育上、学校運営上の観点から2学級となりました。

なお、この場合、71名を超えていますので、教員1名が加配となり、ティーム・ティーチングや習熟度別、また個別指導配慮児童への対応が柔軟に行えることとなっております。

なお、新2年生につきましては、東京都の学級編制基準上35人学級とすることができることとされてございます。四谷小、落合第六小を除き35人以下で学級編制してございます。

続きまして、中学校でございます。中学校の生徒数総数は、2,792名。昨年4月1日現在では2,810名でございましたので、18名の減となっております。学級数としては、昨年と

同数の97学級でございます。普通学級の増減はございませんでした。

新1年生の学級につきましては、牛込第三中学校を除く9校で35人以下で学級編制してございます。牛込第三中学校につきましては79名でございますので、35人学級であれば3学級となるところでございますけれども、これも教育上、学校運営上の観点から2学級となりました。小学校と同様に教員の加配がついてございます。

次に、特別支援学級・特別支援学校児童・生徒数でございます。

まず小学校でございますけれども、1番から5番までの知的障害につきましては、本年度は5名増の78名でございます。また、6番目の余丁町の院内学級は、東京女子医大にあります病弱の院内学級でございます。昨年より1名増えて5名でございます。

7番につきましては、先ほど教育支援課長から報告がございましたように、昨年度までは通級学級、今年度からはまなびの教室ということで、全小学校に設置してございます。まなびの教室の児童数につきましては、昨年度の通級学級156名に対しまして、今年度は216名ということで60名の増となっております。

それから、8番目の新宿養護学校、昨年度は33名、今年度は36名ということで、3名の増となっております。

特別支援学級及び特別支援学校の児童数の合計は、昨年度は110名だったところが今年度は119名となっております。

続きまして、特別支援学級・特別支援学校の中学部でございます。1番から3番までの知的障害でございますけれども、今年度は9名増の44名となっております。中学校においては、通級学級の位置づけは変わってございません。4番、5番の通級学級でございますけれども、昨年度21名に対しまして本年度が17名でございますので、4名の減となっております。6番目の新宿養護学校でございますけれども、昨年度が11名に対しまして今年度は8名ということで、3名の減となっております。

最後に、日本語学級でございます。まず、小学校の大久保小学校でございますけれども、昨年と同様の2学級でございまして、昨年度の33名に対しまして本年度は36名ということで、3名の増でございます。

次に、中学校の日本語学級で、新宿中でございます。こちらは昨年度11名のところ、今年度は1名減の10名となっております。学級数は昨年同様の1学級でございます。

報告5の児童・生徒数は以上でございます。

続きまして、報告6の平成28年度新宿区立幼稚園園児数について御報告いたします。

まず、3歳児でございます。3歳児につきましては、全体が261名ということで、昨年度に比べまして88名の増で、定員に対する充足率は93.2%と、前年対比0.7ポイントの増でございます。

なお、3歳児につきましては、区立幼稚園のあり方の方針を踏まえまして、定員が187名から280名と93名増えていることを申し添えておきます。

4歳児につきましては246名ということで、昨年度に比べて7名の減で、定員に対する充足率は58.6%、1.6ポイントの減でございます。

5歳児につきましては271名、前年と比べて24名の減で、充足率64.5%で5.7ポイントの減でございます。

3歳児、4歳児、5歳児を合計いたしますと、合計で57名の増で充足率は69.5%、昨年度に比べまして0.7ポイントの減となっております。

なお、4・5歳の減少原因について明確な要因はつかめてございませんけれども、各園の聞き取りの中で特徴的なものを申し上げますと、4歳児については、例年3歳児の段階で抽選に漏れた方が、定員に余裕がある4歳児から入園するという傾向もありましたけれども、今年度は3歳児の段階で私立園、他区の園、子ども園等に入園しているという傾向がございます。結果的に、4歳での入園待ちの方が例年に比べて少なかったということではないかと考えてございます。

報告6は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。

報告1について御意見、御質問は何かございますでしょうか。幹部職員の紹介となりますのでよろしく願いいたします。

御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に報告2について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 東京オリンピック・パラリンピックの御質問があつて、本来、議会での質疑、答弁についての問題を取り上げたくないのですが、抽象的に少しお話ししたいと思います。

結論的に言うと、東京オリンピック・パラリンピックの取り組み方が少し矮小化されていないかと。大きな予算を使える大きなイベントであるから、もう少し大きい角度の取り組み、基本的な姿勢、これを必要とするのではないかという印象があります。

この7ページの御答弁を見ても、異文化理解と日本人としてのアイデンティティについては云々とあり、それから伝統・文化理解という国内型の捉え方が非常に強いように思い

ます。やはり日本は島国であるし、類似的な国民性でもあるということ、それから歴史的にも閉鎖的であったことからすれば、教育のポイントとしては外から日本を見るという視点、これをオリンピックに生かすべきではないかと。

つまり、民族とか宗教、言語、文化、風習等々、それぞれの国際社会における違い、こういうものを非常に身近に学ぶ機会、このようにもう少し大きい視点で取り組むほうがいいのではないかと思います。特に、他国の文化や言語、あるいはマナーの相違とか、そういうものを知る、あるいは交流する、それによって日本という国をもう一度見直す、外から見た日本を学び直す、そういう姿勢が少し足りないのではないのでしょうか。

先日の新宿区広報の区長発言を見ても、非常にその点の触れ方が弱い。もう少し大きい広がり、少なくとも教育の場面では、大きなところから小さな日本を見直すという姿勢が必要ではないかと。この質疑を見ても、非常にそういう印象が強いです。やはり日本を知るということは、日本の中で日本を知るのではなく、外から見た日本を学ぶ、あるいは学ぼうとするきっかけを生み出す、そういうチャンスがこの東京オリンピック・パラリンピックではないかと思うわけです。

非常に巨額の予算を使い、なおかつ、新宿区はその中核のポジションにあるわけです。まだ東京オリンピック・パラリンピックまで時間があるので、できるだけ原則をしっかりと踏まえた施策に移ってほしいと思っています。

少なくとも区全体を動かそうということだけでなく、教育の場においては、今度の校・園長会などでもできるだけそういう視点をアピールして、各校においてもそういう姿勢を確認するということの徹底を図っていただきたいと要望しておきたいと思っています。

以上です。

○教育指導課長 今回、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進の1つに、日本の伝統文化も入っておりますが、この点のみにとどまっていればよいと考えているわけではありません。あくまでも国際社会の一員として、児童・生徒がグローバルに活躍する上で、自国の伝統文化を知ることが重要な要素だと考えています。

加えて、今年度から全ての小・中学校、特別支援学校が東京オリンピック・パラリンピック教育推進校になった際に、諸外国とどうつながるかという、外国の文化を調べる教育活動も行っています。それとともに、異文化理解と自国の伝統文化理解を両面で、各学校ではこれから教育を進めてまいりたいと考えています。校長会等でもその点については周知していきたいと考えております。

○羽原委員 僕はやっていないということを申し上げているのではないです。やり方について、もう少し原則をしっかりと踏まえた取り組みが必要ではないかということを申し上げている。単に言葉の上では、文化交流といった言葉を並べるのは対応できているという、そういう問題ではないです。もう少し大きな視点でどういう教育を、あるいはどういう子どもたちの感性を引き出せるか、現場のために取り組み方を工夫してほしいということを申し上げている。

抽象的にやっているということを聞きたいのではなくて、もう少しスケールの大きい教育の足場、原則、こういうものを踏まえてほしいということを申し上げている。前回の東京オリンピックのときに牛込仲之小学校の子どもたちは鼓笛隊か何かで参加しています。その方々も、もう60歳前後になっていると思う。この方々に、今集まってもらって、一度広報などで何か取り上げるなどもいいと思いますが、当時の子どもたちがどのように育っているのかという観点から見ても、他の民族や他の国の文化状況などをどのように受けとめたか、それがその後の成長に伴って一人ひとりの財産になったのか。こういったことを考えれば、国内にウエイトのあるような発言から、もう少しグローバルな視点を重視するということが必要だと僕は思っています。

○教育長 よろしいでしょうか。御要望ということで。外から見た日本をもう少し意識した取り組みを考えたらどうかという御提案です。

○教育調整課長 今御指摘がありましたように、事業展開という点では少し小さい話になってしまったというところでございます。教育ビジョンでも、教育委員会として東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進を基本施策としてしっかりと取り組んでまいります。

今御指摘あったような、外から見た日本、日本の立ち位置、世界の中の日本といったところについては、リオデジャネイロオリンピック後に東京オリンピックに向けた機運が高まるかと思しますので、委員の皆様と意見交換、御指摘を受けながら、広げていきたいと考えております。

○羽原委員 全く反論も何もありませんが、僕が言いたいのは、実際の問題としては、区長の発言や教育長の発言というのは、国民、区民に対して公的な発言になる。それを準備するのは大体は事務局でしょう。

区長が日本のことでお話しになることもあるだろうが、基本的に幹部の発言は、事務局で議論したことを外部に発言している。だから、狭い視点、弱い足場で物を書いて発言させることは望ましいことではありません。その影響もあるから、もう少し大きいスタンスで取り

組んでほしいという趣旨です。ぜひ分かっていたきたい。

これは教育長や一部の方に言っているのではなく、事務局全体にアピールしてもらいたいです。これだけの予算を使って、これだけの時間をかけてというときに、いかにも抽象的な言葉でかわしてはいるけれども、原点が少し弱いと思っています。僕は時折見て、ああ同じようなことを小さく書いているなという印象が非常に強いです。そのことを申し上げています。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに、報告2について御質問等があれば。

○今野委員 特に質問や意見ということでもありませんが、この議事録のやりとりで少し感じました。

I C Tの関係ですけれども、平成29年度に最新のネットワークシステムに再構築ということになっています。私も時々学校を見学させていただいたときに、新宿区の独自のI C Tシステムで非常に優れた授業指導をやられているケースもよくあり、とてもいいなと思っています。ですので、今度新しくされるときに、今までの経験、いいところと弱点とをよく整理して、それを引き継いだ形で新しいものを構築していただきたいと思います。

慣れている人は、とても優れたツールとして実用されていると思いますが、教員はいろいろ異動があり、特に他の地域から来た人の場合はすぐに慣れないということもあって、十分使い切れていないところも見受けます。

いずれにしても、せつかく一定水準以上の教育指導ができていると思いますので、それをさらに高めるようなネットワークシステムの構築をぜひお願いしたいです。またいろいろ議論もさせていただきたいと思います。

それと同時に、タブレットの導入ということも視野に入っているという答弁もありますけれども、これも新宿でも一部の学校で試験的に導入して検討されていると聞いております。他の自治体で既に導入しているところの経験からすると、必ずしも思惑どおりの成果が上がっていないという報告もあると聞いております。

いずれにしても、新しいツールですので、チャレンジングなところはあると思いますけれども、これについてもぜひ慎重に検討をしていただいて、前向きに考えていただけるといいなと思います。

感想ですけれども、以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

○教育支援課長 今御指摘のとおり、ネットワークの環境につきましては、今年度設計等をい

たしまして平成29年度に更新を行っていく計画でございます。

今、委員から御指摘いただきましたとおり、今後より使いやすく、より分かりやすい授業を行えるように、現場の声等を聞きながら準備を進めてまいりたいと考えております。

また、タブレットの利用につきましても、これも御指摘のとおり、確かにいい点悪い点、さまざまな課題等があると認識しておりますので、そこについても十分検証しながら進めてまいりたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御質問がなければ、報告2の質疑を終了します。

次に、報告3について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 この件につきましては、各委員の方々には大変御心配をおかけして申しわけございません。一定程度の調査が終了して、本日の報告ということでございます。引き続き、気を引き締めて対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、御質問がなければ、報告3の質疑を終了し、次に報告4について御意見、御質問のある方はよろしくをお願いいたします。

○菊田委員 幾つか質問をさせていただきます。

まず、課題4のところにつきまして。(1)、研修資料の作成・配付というところで書いてございますけれども、資料を幾つか見せていただきまして、非常にいい資料ができていると理解しております。大変使う価値のある有用なものだと思っております。普通学級で使っていただくと学級崩壊ですとかそういうことも未然に防げるのではないかと非常に思っています。

ところが、学校現場で伺いますと、その資料がどこにあるのかご存じない先生が結構いらっしゃいます。非常にいい資料ができているのに使われてないのかなという印象を受けております。これについて使われているかどうかについての検証などはされているのでしょうか、お聞かせください。

○統括指導主事 研修資料につきましては、完成した際に学校長に周知の文書を送付するとともに、学校と電子データを共有化しています。

まず、職員が個別に見るのではなくて、職員会議などの時間を設定してモデル的に行って

いただきたいということと、プログラムが多くありますので、最低限、合理的配慮のプログラムといった、すぐに必要な内容のものを必ず実行するように言ってあります。この4月から障害者差別解消法も施行され、教育に携わる者として内容を把握していなければなりませんので、改めての周知と調査をしたいと思います。

○菊田委員 ありがとうございます。

引き続きもう少し質問させてください。

○教育長 どうぞ。

○菊田委員 課題3の巡回指導の件につきましてお聞きします。

巡回指導は非常に有用だと思っていて、特に幼児期からの巡回指導は非常に有用だと思っています。特に幼稚園で巡回指導されているというのは非常にいいなと思っていて、小学校に上がる際のスムーズな就学ということを考えますと、幼稚園のころからしっかり手当てをして教育をしていくということが重要だと思っています。

区立幼稚園23回、私立幼稚園も1回と書いてございますけれども、これは要請を受けての巡回ということになりますでしょうか。

それから、もう一つお伺いしたいのは、課題4のところ（4）、リーフレットができておまして、まなびの教室についてのリーフレット、非常にいいものができたとは思っています。あれはぜひいろいろなところで活用していただけたらありがたいと思っています。

それで、リーフレットは就学前の保護者の皆さんにぜひ見ていただきたい。1年生に入って、安心してお子様を小学校で受け入れますという資料になると思いますので、幼稚園などで活用されているのでしょうか、あわせてお願いいたします。

○教育支援課長 ただいまの御質問についてでございます。まず、幼稚園の巡回相談の強化についての御質問でございますが、これは幼稚園につきましては、1学期に全園に対して1回指導を行っております。その上で、個別に各園から要請があれば、2学期以降にこの指導を行うといったやり方を行いまして、それによって年間の実施回数が23回となっております。

それから、リーフレットでございますが、こちらは我々としましても今後ますます周知を強めていきたいと考えておまして、幼稚園ではまだ配布をしておりませんが、新入学の際等にはきちんと配布させていただいて、保護者の皆様への周知を強化しているところでございます。今後さまざまな機会を捉えて、十分な周知を図ってまいりたいと考えております。

○菊田委員 ありがとうございます。

新入学の際にリーフレットをお配りということですが、それは、保護者の皆様へに配

布ということでもいいでしょうか。

○教育支援課長 御指摘のとおり、全保護者の方に配布をさせていただいております。

○菊田委員 ありがとうございます。ぜひそこに期待させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○教育長 よろしいですか。

○菊田委員 はい。

○教育長 ありがとうございます。周知徹底だけはよろしくお願いします。

○菊池委員 今のすぐリーフレットがいいという話ですが、我々に配布はされていましてでしょうか。

それで、就学支援シートと、何か余りリンクしませんが、就学支援シートは必ず就学前に全員に配るものでしたよね。

○教育支援課長 リーフレットでございますが、周知が行き届いておらず大変申しわけございませんでした。

こちら、先ほどの報告の中でも触れさせていただきましたが、平成27年9月にこういった表紙に6.5%という数字を入れた形で作成いたしましたし、皆様にもお配りさせていただいたところがございます。もしよろしければ、また後ほどお渡しをして内容を御確認いただき、御意見をいただければと思っております。

また、就学支援シートにつきましては、こちらは保護者の方から希望があれば御提出いただくといったものです。学校でお配りいただくものですが、全員から提出していただくものではございませんが、こちら周知を図っているところがございます。

○教育長 改めて周知をしてください。

よろしいですか。

○古笛委員 今回の特別支援教育に関するものと、それから議会質問にも関することで、意見のようになりますが、特別支援教育の検討課題として課題4ということで、子どもだけではなくて、保護者・区民への理解推進という観点を持っていただいていることがすごく大事なのだらうと思います。

この特別支援教育についてもそうですし、先ほどの議会質問でも歩きスマホや情報モラル教育ということが出ていましたが、これは子どもだけの問題ではなくて、実は親のほうにもかなり問題があると。私たちも、子どもが学校からもらってきたリーフレットなどを見て、すごく勉強になり、改めて自分自身が何もできてないということもあると思います。子ども

の先には保護者がいて、そしてその先には区民がいてというように、広い視点を持って取り組むことが大事だと思っております。そういった意味で、こういった取り組みを重要視していただけたらと思いました。

○教育長 ありがとうございます。

○教育支援課長 ただいまの御指摘の点ですが、御指摘のとおり、保護者の方に働きかけといったことも非常に重要であると認識しております。例えば、歩きスマホの問題、その他さまざまな課題もございますが、学校説明会等でこれらについては保護者の方に対して周知、働きかけを行っているところでございます。

また、今後も必要に応じて、十分な働きかけを行っていきたいと考えております。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、報告4の質疑を終わりました、報告5と6を合わせた形で御質問、御意見があればよろしくお願いたします。

○菊田委員 すみません、先ほどのまなびの教室に関連してなんですが、この報告5の中の特別支援学級・特別支援学校の情緒障害の人数のところですか。大体40名前後というところで、6年生の人数が減っているのは、適応がよくなって6年生はなかなか通わなくなるという現実を私もよく見ているところです。ところが、ほかの学年に比べて、2年生が26名となっていますが、この辺に関して原因などはお分かりでしょうか。

○統括指導主事 原因は定かには分かっておりません。学校から個別に上がってきたものの集計で、実際にはこの人数となっています。また、まなびの教室は初年度で、3月31日現在の継続でこの人数ですので、これから新規の方も出てきますので、かなりの人数となると思います。

今後、人数は均等化されてくると思いますが、最終的には保健室が学校内にあるように、また、教育相談室が学校内にあるように、外部で受診しなくてもそこにあるということで、子どもたち、保護者の抵抗は少なくなると思いますので、これからどの学年も増えてくるものだと思っております。

以上です。

○菊田委員 これがあることによって、学校運営もうまくいくことが期待されると思っております。

今後も引き続きよろしくお願いたします。

○教育長 よろしいですか。

○菊田委員 はい。

○教育長 ほかに御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、報告5、6の質疑を終了とさせていただきます。

◆ 報告7 その他

○教育長 報告7、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時22分閉会